

速報重要判例解説

【No.2005-009】

逸失利益の算定における中間利息控除の割合

【文献番号】	2 8 1 0 1 2 0 3
【文献種別】	判決 / 最高裁判所第三小法廷（上告審）
【判決年月日】	平成 1 7 年 6 月 1 4 日
【事件番号】	平成 1 6 年（受）第 1 8 8 8 号
【事件名】	損害賠償請求事件
【裁判結果】	破棄差戻し
【裁判官】	金谷利廣 濱田邦夫 上田豊三 藤田宙靖
【参照法令】	民法 4 0 4 条

《本件判決についての解説》

1. 事実の概要

X らの子である A（平成 4 年 1 月 2 9 日生。当時 9 歳）は、平成 1 3 年 8 月 1 8 日、Y の過失によって発生した交通事故（以下「本件事故」という）により死亡した。X らは、本件事故による A の Y に対する損害賠償請求権を法定相続分である各 2 分の 1 の割合で相続により取得したとして、不法行為等による損害賠償請求権に基づき、Y に対し、本件事故による損害賠償を請求した。

原審は、次のとおり判示して、A の将来の逸失利益の算定における中間利息控除の割合につき年 3 % を採用し、X らの請求を一部認容した。すなわち、交通事故による逸失利益を現在価額に換算する上で中間利息を控除することが許されるのは、将来にわたる分割払と比べて不足を生じないだけの経済的利益が一般的に肯定されるからにはほかならないのであるから、基礎収入を被害者の死亡又は症状固定の時点でのそれに固定した上で逸失利益を現在価額に換算する場合には、中間利息の控除割合は裁判時の実質金利（名目金利と賃金上昇率又は物価上昇率との差）とすべきである。民法 4 0 4 条は、利息を生ずべき債権の利率についての補充規定であり、実質金利とは異なる名目金利を定める規定であるので、これを実質金利の基準とすることの合理性を見いだすことはできない。また、旧破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号による廃止前のもの）4 6 条 5 号ほかの倒産法の規定や民事執行法 8 8 条 2 項の規定が弁済期未到来の債権を現在価額に換算するに際して民事法定利率による中間利息の控除を認めていることについては、いずれも利息の定めがなく、かつ、弁済期の到来していない債権を対象としており、弁済期が到来し、かつ、不法行為時から遅延損害金が発生している逸失利益の賠償請求権とは、その対象とする債権の性質を異にしているのであって、中間利息の控除割合についてこれらの規定を類推又はその趣旨を援用する前提を欠くものというべきである。我が国の昭和 3 1 年から平成 1 4 年までの 4 7 年間における定期預金（1 年物）の金利（税引き後）と賃金上昇率との差がプラスとなった年は 1 6 年で、マイナスとなった年は 3 1 年であること、そのうちプラス 2 % を超えたのは 3 年（最大値はプラス 2 . 3 % ）であり、マイナス 5 % を下回った年は 1 6 年（最小値はマイナス 2 1 . 4 % ）であり、全期間の平均値はマイナス 3 . 3 2 % であり、平成 8 年から平成 1 4 年までの期間の平均値は 0 . 2 5 % であることによれば、A の将来の逸失利益を現在価額に換算するための中間利息の控除割合としての実質金利は、多くとも年 3 % を超えることはなく、中間利息の控除割合を年 3 % とすることが将来における実質金利の変動を考慮しても十分に控え目なものというべきである、と判示した。これに対し、Y が上告した。

2. 判決の要旨

破棄差戻し。「我が国では実際の金利が近時低い状況にあることや原審のいう実質金利の動向からすれば、被害者の将来の逸失利益を現在価額に換算するために控除すべき中間利息の割合は民事法定利率である年 5 % より引き下げるべきであるとの主張も理解できないではない。

しかし、民法 4 0 4 条において民事法定利率が年 5 % と定められたのは、民法の制定に当たって参考とされたヨーロッパ諸国の一般的な貸付金利や法定利率、我が国の一般的な貸付金利を踏まえ、金銭は、通常の利用方法によれば年 5 % の利息を生ずべきものと考えられたからである。

そして、現行法は、将来の請求権を現在価額に換算するに際し、法的安定及び統一的処理が必要とされる場合には、法定利率により中間利息を控除する考え方を採用している。例えば、民事執行法 88 条 2 項、破産法 99 条 1 項 2 号（旧破産法（平成 16 年法律第 75 号による廃止前のもの）46 条 5 号も同様）、民事再生法 87 条 1 項 1 号、2 号、会社更生法 136 条 1 項 1 号、2 号等は、いずれも将来の請求権を法定利率による中間利息の控除によって現在価額に換算することを規定している。損害賠償額の算定に当たり被害者の将来の逸失利益を現在価額に換算するについても、法的安定及び統一的処理が必要とされるのであるから、民法は、民事法定利率により中間利息を控除することを予定しているものと考えられる。このように考えることによって、事案ごとに、また、裁判官ごとに中間利息の控除割合についての判断が区々に分かれることを防ぎ、被害者相互間の公平の確保、損害額の予測可能性による紛争の予防も図ることができる。上記の諸点に照らすと、損害賠償額の算定に当たり、被害者の将来の逸失利益を現在価額に換算するために控除すべき中間利息の割合は、民事法定利率によらなければならないというべきである。」

3. 本件判決についてのコメント

（１）本判決に反対する。

（２）本判決は、不法行為に基づく損害賠償請求における逸失利益算定の際、中間利息控除を民事法定利率（民法 404 条）である年 5 %（以下、単に「○%」と記した場合には、年利を表す）で行うべきであるとの判断を最高裁として初めて示したものである。この問題については、以下に見るように、事実としては、超低金利時代の継続を背景として、「実感としての不公平感」から、裁判において原告（被害者）から 5 % では高すぎると主張され、一部の下級審裁判例では、5 % よりも低い利率によってなされることにより、判断が分かれていた。

この問題に対しては、「経済的な正しさ」と、それを裁判で適用する際の事実上の障碍やその他の考慮要素を前提とした「法的な正しさ」の主張がなされている。以下では、まず（３）において従来の関連する議論を概観し、次に（４）において「経済的な正しさ」の検討を行い、さらに（５）において従来の裁判例、及び法学説の整理を行い、それらを踏まえ（６）において若干の検討を行いたいと考える。

（３）不法行為に基づく損害賠償請求における逸失利益算定の際の中間利息控除は、将来の価値を現在の価値に引き直すために、その間の運用益を控除するという趣旨で行われる。その利率は、従来の裁判実務では、民事法定利率である 5 % になることがほぼ疑われることがなかったけれども、バブル経済崩壊後の超低金利を背景に 5 % により中間利息を控除すること〔１〕に対して異論が多く唱えられるようになった。

実は、将来の経済動向にかかわって逸失利益の算定のあり方が大きな争点となるのは、これが初めてではない。一般に裁判所が採用するところとはならなかったけれども、高度成長期にインフレーション（以下、「インフレ」という）が進行していた時期には、逸失利益の算定においてそれを考慮すべきであると強力に主張された〔２〕。インフレ算入の具体的方法については、インフレによる目減り分を慰謝料で斟酌するとする慰謝料補完説、インフレ率を予測し、損害額に乗ずるとするインフレ率乗法説等とともに、中間利息の利率 5 % からインフレ率を減ずるべきとするインフレ率減法説（多数説であり、インフレ率を 5 % として中間利息控除を否定する見解もある）や、中間利息をインフレ率も含んだ実質利率（実質利率＝名目利率－インフレ率）で控除すべきとする実質利率説などが主張された〔３〕。

（４）統計上、GNP の成長率と金利の関係には、正の相関関係がある〔４〕。したがって、インフレが進行している時期は、一般に、金利も高い。ここで注意しなければならないのは、高金利の時期にも低金利の時期と同様に中間利息控除の割合が 5 % では高すぎるという議論になることである。すなわち、原審判決の理由や、先に述べたインフレ率減法説や実質利率説の主張からわかるように、かりに民事法定利率 5 % で中間利息控除が行われれば、5 % で運用したとしても、インフレの分だけ目減りする。

他方、逆に、インフレが進行していない時期は、一般に、金利が低い。かりにインフレ率がゼロだと仮定しても、中間利息控除が 5 % で行われれば、運用利率（これは、現在、ほぼゼロに近い）と 5 % の差額分が目減りする。このように、経済学的に見れば、中間利息控除を 5 % で行うことの問題は、超低金利時代の特有の問題ではないことがまず理解されなければならない〔５〕。そして、経済理論上は、原審判決に述べられるとおり、実質金利＝名目金利－物価上昇率（又は

賃金上昇率)という関係があるのだから、中間利息は、本来であれば、実質金利で控除するのが正しいことになる。そして、経済学的に見れば、名目金利と物価上昇率には正の相関関係があるから、実質金利は、名目金利の高低にはあまり影響されることがなく、高度成長期には、マイナスか、プラスであってもわずかであり[6]。低成長期に入っても、わずかにプラスであって、1957年から2001年までの平均でマイナス3.45%、最大で2.30%、上位10年の平均で1.60%、上位20年の平均で0.71%であるとのことである[7](原審判決も、ほぼ同様の統計を引用している)。

(5) 中間利息控除を実質金利で行うことは、不法行為法の目的である損害の公平な分担という観点からも肯定されるべき結果である。しかし、従来の裁判例では、逸失利益の算定において中間利息を法定利率の5%で控除するのが当然とされてきた。その後、実態としては、超低金利時代を背景として中間利息控除の欠陥を実感したことにより、中間利息控除割合それ自体が裁判例で争われるようになった。そして、平成8年には、初めて5%より低い割合で中間利息控除を行う裁判例が現れ[8]。その後も、いくつかの裁判例で5%より低い中間利息控除割合が採用された[9]。これらの判決の理由は、後に指摘するように、一部を除きもっぱら近時の低金利であった。

他方で、このような判決の登場にもかかわらず、5%を堅持する裁判例が圧倒的に多い[10]。これらの判決は、将来の長期間にわたる金利動向の予測の困難性、金銭債務の債務不履行に伴う損害賠償利率と中間利息控除の利率の共通性、破産法46条5号など倒産法の諸規定における現在価格の評価法などを理由として、5%による中間利息控除を不合理、不公平とすべき理由がないとしている。

ただ、5%以外の中間利息控除割合が採用された裁判例においても、もっぱら近時の低金利、とくに公定歩合や定期預金等の運用利率の低さを理由とするもの[11]は、先に検討した経済学上の問題の所在を十分に理解しているとはいえない。5%による中間利息控除の問題点は、名目的な運用利率の高低ではなく、5%と実質金利との差にあるからである。このことを正しく理解しているのは、1件のみ[12]である。ただし、そもそも貨幣価値の変動をまったく考慮しないのが最高裁判例[13]だとすれば、インフレを考慮しないことは、その限りでは不公平だとはいえ、下級審を含めた裁判例の前提となってしまうのかもしれない。そうだとすれば、理由付けは、運用利率の問題、すなわち名目的な金額の問題のみになってしまうのは、やむを得ないのかもしれないのだけれども、理論上の問題点は、先に示したとおりである。

学説では、中間利息の控除割合を問題とした経済学者の著作[14]が発行される平成9年頃までは、交通事故の事故処理マニュアルにおいても「現在のところ5パーセントの割合を維持することに対する有力な反対説はない[15]」とされていたが、平成11年になり、「昨今の低金利状態にかんがみれば、この妥当性を疑うことにためらいはない[16]」と疑問が呈されるようになった。しかし、その後も、しばらくは、問題点の指摘にとどまり[17]。あるいは、5%を肯定した裁判例の評釈等においても、他に代わるものがないので、現状ではやむを得ないという見解が大多数であった[18]。この背景には、5%以外の利率の採用は、立法論としては別だが、解釈論としては失当だという認識があったようであり[19]。また、遅延損害金が5%であることとのバランスを強調するもの[20]や、逸失利益算定の虚構性を強調し、金利のみを実体に合わせるものの疑問に加え、法的安定性、及び事案間の公平の観点から5%を維持すべきという主張があった[21]。また、座談会[22]において検討がなされた際には、中間利息控除の割合を事実認定として裁判官が裁量的に判断するという考え方[23]も主張されたものの、中間利息控除の割合はルールと割り切り、したがって事実認定の余地なく、5%による控除をすべきという考え方[24]も主張されていた。

これらに対し、中間利息控除割合として5%が高すぎるという見解が弁護士らによる論文集により有力に主張された[25]。この論文集に掲載された実質金利による控除を主張する論稿[26]は、5%による控除論の論拠を次のように整理し、詳細に反論を加えている。以下に、簡潔にまとめてみよう。

- A 遅延損害金が5%であることとのバランス
 - ← 性質上も取扱上も、同様に論じられない[27]
- B 精密化を諦める議論
 - B 1 定型化必要論
 - ← 本末転倒であり、算定方法を精密化すべきである。

- B 2 証拠不足論
 - ← 事実認定の問題であり、個々の訴訟における証拠の問題である。
- B 3 算定困難及び控え目算定論
 - ← 利率や所得成長率を予測する必要はなく、「控え目」は蓋然性のある値に限られるべきであって、利率 5 %、所得成長率 0 % はあり得ない。
- C 支払う側の負担を考慮する議論
 - ← 疑う余地のない謬論である。
- D 他の利殖方法論
 - ← リスクの高い投資を前提とはできない。
- E わが国の法体系上 5 % が中間利息控除率であるとの議論
 - E 1 民法制定経緯を理由とするもの
 - ← 5 % は、「経済上ノ実況」を考慮したものであって経済成長率を考慮している [28] かりに中間利息控除に関する立法がなされたとすれば、当時の立法担当者は、「庶民が可能な利殖は、経済成長と同程度のものだから、寧ろ、成長率と利率は相殺され、中間利息控除率は零ないしそれに近い率となる」と主張するであろう。
 - E 2 破産法等との関係から 5 % を妥当する議論
 - ← 破産法等で想定されている債権は、期間も短く、性質上も名目金利で控除すべきものである。
 - E 3 過去の金利との関係で 5 % は不相当ではないとの議論
 - ← 問題なのは、預金金利ではなく実質金利である。
- F 定期金賠償論 [29]
 - ← 長期の定期金賠償は、保険会社倒産等のリスクが低くない。

この後、本判決の研究において、まったく異なる観点からの主張がなされた [30] この見解は、逸失利益の中間利息控除割合については明文の規定がなく、法の不存在（欠缺）であり、他方、民法 404 条は、任意規定であり、任意規定には意思、及び慣習による修正があり得るから、結局、控除割合については、慣習による修正のもとに民法 404 条の類推適用によって埋めるとして、5 % 以外の割合を適用するにあたっての法的根拠を主張する。

（ 6 ）本判決は、近時の低金利（繰り返しになるが、これに着目することは、事実上はともかく、経済理論上は、誤りである）及び実質金利の動向に鑑み、中間利息控除の割合を 5 % より引き下げるべきだという主張に一定の理解を示しながらも、民法 404 条の沿革、倒産法等における扱い、法的安定性、及び統一的处理の必要性、の 3 つの理由を挙げ、中間利息控除の割合を民事法定利率である 5 % とすべきとした。

まず、注目すべきなのは、最高裁が「実質金利の動向」に一定の理解を示したことである。何度も繰り返したように、中間利息控除で問題なのは、貨幣価値の変動率も含めた実質金利である。中間利息控除については、最高裁が本来は実質金利を用いるべきことを認めたことになり、さらには、従来は一般的には認めることのなかったインフレを考慮したことにもなる。この可能性が示されたことは、重要である。しかし、これは、結論としては切り捨てられ、上に述べた ～ を理由として 5 % を維持した。

しかし、については、立法の際の議論によれば [31] 5 % は、諸外国の利率を参考にしながら「名目金利」を定めたと解すべきであり [32] したがって、これが、中間利息控除に利用されることは前提とされていないと考えられる。結局、原審判決のいうように、民法 404 条の「利息を生ずべき債権」の「利息」とは、「名目金利」を指しており、「実質金利」が問題となる場合には、民法 404 条は、適用の前提を欠くのである [33] 本判決のいう「金銭は、通常の利用方法によれば年 5 % の利息を生ずべきもの」ということは、名目金利についていえることであって、実質金利には当てはまらない。

また、については、民事執行法や破産法ほかの倒産法において明文を必要としたのであって、逸失利益の中間利息控除の割合に当てはまるものではなく、これについては、法の不存在（欠缺）である、と反論できる [34] 本判決のいう「法的安定及び統一的处理が必要とされる場合」に関して言及すれば、「統一的处理」については、執行や倒産の場合には、当該事件における複数当事者（債権者）間の「統一的处理」が必要なのであって、これは中間利息控除の割合には当てはまらない。また、「法的安定性」については、次に述べる に関する批判が可能である。

さらに、については、5 % 維持説においても主張される逸失利益の虚構性からの反論が可能

なのではないだろうか。逸失利益の算定根拠となる賃金や生活費控除等は、ある程度は類型化されているとはいえ、すべてフィクションであり、個々の訴訟における裁判官の認定にかかっている。この複雑な算定において中間利息控除割合のみを統一することにどれほどの意味があるのだろうか〔35〕。もちろん、ここで前提としているのは、裁判官として認定が、5%を下回る判断をした下級審判決のように、常識的範囲にあることだが、あえて統一が必要であれば、最高裁として、実質金利を考慮した数字を示せば、この数字は、名目金利の動向にあまり影響を受けないから、それに収束していくと考えられる。本判決の理由とはなっていないので、ここで取り上げる必要はないかもしれないが、繰り返し述べるように、将来の長期の実質金利の動向を予測するのは、名目金利の動向を予測するのとは異なり、比較的困難ではない。長期で見れば、マイナスがかなり多く、高くてもプラス2%程度の範囲に収まるだろう（原審判決にあるように、過去47年間で、マイナスの年がかなりあり、最高2.30%である。マイナスであれば、逆に「中間利息加算」をすべきことになる）。算定上、必要であれば「控え目〔36〕」でよいから、一定の数字を示せばよいのである。かりに統一するにしても、非現実的な5%である必要はない〔37〕。

なお、原審判決は、一般論として「裁判時の」実質金利を適用すべきという。しかし、やはり理論上は、「将来に予測し得る」実質金利であるべきで、原審判決の3%も、判決文によれば、結局、これによっていることが明らかであるので、原審判決には、この点で、矛盾が指摘できる。

最後に、最高裁判決が理由に掲げなかった5%控除説の理由づけについても、反対説からの反論に説得力があると考えられる。従来の議論を見ればわかるように、ほとんどの考え方は、その反対説の主張する実質的理由には一定の理解を示しながらも、「5%を採らない法的根拠がない」という形式的理由で、「5%はやむを得ない」としてきたことから、このことは裏付けられよう。そうだとすれば、「5%を採らない法的根拠」さえ示されれば〔38〕、5%の引き下げに賛成が得られるだろう。

先に見たように、民法404条の「利息を生ずべき債権」の利息は、名目金利を指すから、有力説が主張するように、実質金利が適用されるべき逸失利益の中間利息控除の割合については、現行法に明文の規定がなく、法の不存在（欠缺）である〔39〕。したがって、出発点となるべき法規定はない。まず、民法404条を出発点とする考え方が放棄されなければならない。「5%を採る法的根拠」は、そもそも、明文にはないのである。

そして、中間利息の控除それ自体が、損益相殺と同様に、法には規定がないけれども当事者間の公平を目的としてなされる損害額の調整であって、その割合の決定は、法規適用の問題ではなく、事実認定の問題である〔40〕。そうだとすれば、控除割合の認定の問題は、主張・立証責任の支配する問題となり〔41〕。当該事件において、当事者間の公平を目的として何%で控除した損害額が妥当かという、損害額の立証の問題の一部にすぎなくなる。これが、「5%を採らない法的根拠」になり得ると考える。

そして、中間利息控除は、当事者間の公平が目的であるから、その際には、当然、実質金利による控除がなされなければならないことが前提となるから、論じられるように、実質金利が公知の事実であるなら〔42〕、利率の立証に困難はなく、かりにそれが公知の事実ではないとしても、繰り返し述べるように、実質金利の予測は、名目金利の予測ほど困難ではないから、一定の立証活動を前提に、裁判官の認定が可能だと考える。

ただ、本判決は、逸失利益の中間利息の控除割合を法適用の問題と捉えたので、上告を認めて、原判決を破棄差し戻した。しかし、本判決は、法の不存在（欠缺）を見逃し、民法404条の呪縛の虜となっているのである。

（7）逸失利益の算定における中間利息控除の割合を変更することは、過去の算定方法が誤りであったことを認めることになる。しかし、将来にわたって誤りを誤りのまま残しておく方が、比較にならないほど罪は重い。「中間利息控除割合に民法404条（法定利率）が適用される」という命題の呪縛から解き放たれさえすれば、5%以外の採用には立法が必要だということにはならない。法的には、この問題は、事実認定の問題として処理されるべきである。

注

〔1〕その計算のため、従来は、ホフマン方式（単利計算）とライブニッツ方式（複利計算）の両者が用いられていたが、現在では、東京・大阪・名古屋の各地方裁判所による共同提言がライブニッツ方式の採用を提言したことにより、この問題は、ほぼ収束した（ただし、従来の算定方式自体に対する異論として、加賀山茂＝竹内尚寿「逸失利益の算定における中間利息控除方式の問題点について」判タ714号17頁以下（平成2年）加賀山茂「逸失利益の算定における中間利

息控除方式について」交通法研究30号116頁以下(平成14年)参照)。また、この共同提言は、控除割合として5%を提言したが、後に説明するように、原審判決を始め、一部の下級審判決に5%を採用しなかった事例がある。この共同提言については、判タ1014号62頁以下(平成12年)参照。また、実務への影響という観点から、5%という利率がとくに不合理とはいえないとする司法研修所「損害賠償請求訴訟における損害額の算定」判タ1070号4頁以下、とくに12頁以下(平成13年)も参照。

[2]たとえば、楠本安雄「逸失利益の算定と所得額」有泉亨監修＝坂井芳雄編『現代損害賠償法講座7』(昭和49年・日本評論社)133頁以下、とくに158頁以下、後藤孝典「損害賠償額の算定と『インフレ算入論』」NBL261号40頁以下(昭和57年)同『現代損害賠償論』(昭和57年・日本評論社)295頁、本稿との関係では、とくに316頁以下、淡路剛久「損害論の新しい動向(1)(4)」ジュリ764号22頁以下、とくに28頁以下、776号121頁以下、とくに124頁以下(昭和57年)(同『不法行為法における権利保障と損害の評価』(昭和59年・有斐閣)96頁以下、137頁以下所収)新美育文「損害賠償とインフレ加算」交通法研究13号110頁以下(昭和60年)など参照。また、経済学からの主張として、浜田宏一「インフレ算入論の経済的根拠」ジュリ764号30頁以下(昭和57年)参照。さらに、アメリカの判例を中心としたインフレ算入論の紹介として、生田典久「一括賠償主義の下でのインフレの算入」ジュリ794号78頁以下(昭和58年)参照(本稿では、比較法は割愛するが、中間利息控除を廃止した事例も紹介されている)。なお、インフレとともに、ベース・アップや昇給が問題となることもある。たとえば、倉田卓次「昇給を加味した逸失利益の算出法」判時603号3頁以下(昭和45年)参照。

[3]インフレ算入論も含んだ近時の中間利息控除に関する議論のまとめとして、岡本智子「損害額算定における中間利息控除の意義に関する一考察」佐藤進＝齋藤修編『現代民事法学の理論(下)西原道雄先生古稀記念』(平成14年・信山社)221頁以下参照。インフレ算入論については、227頁以下参照。

[4]二木雄策『交通死』(平成9年・岩波書店)155頁。

[5]このことは、とくに経済学者の検討による主張からは明らかであるが(浜田・前掲注(2)30頁以下参照)近時の裁判例や論稿には、超低金利時代特有の問題であるかのような検討、及び理由付けをするものがあるので、注意を要する。経済学者の近時の検討として、二木・前掲注(4)149頁以下、同『『交通死』における逸失利益論』交通法研究27号95頁以下(平成11年)同「逸失利益算定の割引率」判タ1063号64頁以下(平成13年)同「逸失利益の算定方式」交通法研究32号4頁以下(平成16年)。なお、弁護士の手による、青野渉「所得成長を考慮した合理的な逸失利益算定方法」損害論研究会編『逸失利益等の算定における中間利息控除率の研究』(平成14年・損害論研究会)29頁以下は、「これは、単に『今は低金利であるから、中間利息控除率も低くすべきである』という内容ではなく、低金利時代でも高金利時代でも、普遍的に、3%が妥当であるという見解である」とする点で、(3%の主張が妥当かどうかは別にして)以上の問題の所在を正しく把握している。

[6]浜田・前掲注(2)33頁以下。一時期の急激なインフレ時を除き、数字は、比較的安定している。

[7]青野・前掲注(5)45頁。統計上は、実は、高度成長期の方が現在の低金利時代に比べ、5%で中間利息を控除することの問題が大きかったことがわかる。

[8]福岡地判平成8年2月13日判タ900号251頁(4%)。

[9]東京高判平成12年3月22日判時1712号142頁(4%)長野地諏訪支判平成12年11月14日判時1759号94頁(3%)津地熊野支判平成12年12月26日判タ1080号185頁(就労可能年数12年間2%、その後の平均余命12年間5%)札幌地判平成13年8月30日判時1769号93頁(症状固定後5年間3%、その後の42年間5%)津地四日市支判平成13年9月4日判時1770号131頁(2%)札幌地小樽支判平成15年11月28日判時1852号130頁(3%)。

[10]たとえば、東京地判平成12年4月20日判時1708号56頁、東京高判平成12年11月8日判時1758号31頁、東京高判平成13年6月13日判時1752号44頁、大阪地判平成14年10月30日交民集35巻5号1446頁。主たる論点とならなかったものを含めれば、大多数の判決といってもよいかもしれない。なお、最判平成12年7月17日自動車保険ジャーナル1380号1頁も参照。ただし、裁判所が消極的な意味で5%を維持しているという指摘として、「座談会・最近の交通事件をめぐる諸問題」交民集31巻索引・解説号424頁(河邊義典発言)(平成13年)。

- [11] 注(9)に掲げた札幌地小樽支判以外の諸判決。
- [12] 札幌地小樽支判・前掲注(9)。ただし、公刊物に掲載されていないものの、本件の原審判決も問題の所在を正しく認識している。
- [13] 最判昭和36年6月20日民集15巻6号1602頁。債券の償還について、償還時に貨幣価値が下落していても、償還期限に債券面記載の償還金額を支払えば、弁済により免責されると判示した。
- [14] 二木・前掲注(4)。
- [15] 東京弁護士会法友全期会交通事故実務研究会編『交通事故実務マニュアル』(平成10年・ぎょうせい)131頁。川井健ほか編『注解交通損害賠償法(新版)2巻』(平成8年・青林書院)119頁以下(福永政彦執筆)も参照。
- [16] 藤村和夫＝山野嘉朗『概説・交通事故賠償法』(平成11年・日本評論社)126頁(藤村和夫執筆)。
- [17] 藤村和夫「逸失利益の算定について」自動車保険研究2号51頁以下(平成12年) 潮見佳男『不法行為法』(信山社出版)278頁(平成14年)。
- [18] 藤村和夫「判批」判時1725号218頁(判評502号40頁)以下(平成12年) 並木茂「判批」リマークス23号38頁以下(平成13年) 細矢郁「判批」判タ1065号126頁以下(平成13年) 判例評釈等以外でも、藤村和夫「逸失利益の算定について(下)」インシユアランス3938号4頁以下(平成13年) 高野真人「中間利息控除について」ひろば54巻12号36頁(平成13年) 藤村和夫「中間利息控除割合」賠償科学28号117頁以下(平成14年) 反対、村田正人「判批」自動車保険ジャーナル1380号5頁(平成13年)は、津地熊野支判・前掲注(9)を肯定的に評価する。ただし、理由づけは、低金利であり、この点で不十分である。
- [19] 鈴木諭「判批」自動車保険ジャーナル1374号1頁(平成12年) 河邊義典「東京地裁民事交通部における事件処理の現状」ひろば54巻12号7頁(平成13年)。
- [20] 塩崎勤「逸失利益の算定における中間利息の控除割合」自動車保険ジャーナル1380号1頁(平成13年)。
- [21] 松元安子「逸失利益の算定と金利低下について」ジュリ1222号180頁以下(平成14年)。
- [22] 「座談会」前掲注(10)418頁以下。
- [23] 同前422頁、424頁(野村好弘発言)。吉村良一「判批」判時1770号182頁(判評517号20頁)以下(平成14年)も同様である。
- [24] 「座談会」前掲注(10)422頁(山田卓生発言)。大島眞一「逸失利益の算定における中間利息の控除割合と年少女子の基礎収入」判タ1088号63頁(平成14年)も同様である。
- [25] それまでは、中間利息控除割合として5%が高すぎるという見解は、おもに訴訟における原告(被害者)側の主張として展開されていたが、損害論研究会編・前掲注(5)により、論文集として主張された。ただ、3本ある弁護士による論文のうち、2本(村田正人「超低金利時代の損害賠償論」同前1頁以下、島田浩樹「逸失利益等の算定における中間利息控除率について」同前81頁以下は、この問題を低金利時代特有の問題と捉えている点で、不十分である。ただし、実務界において、裁判所が貨幣価値の変動を考慮に入れる余地がまったくなく、その主張をしてもまったく無駄なので、あえてそれを考慮した主張をしないということであれば、別である。これに対し、注(5)でも述べたように、青野・前掲注(5)29頁以下の問題把握は、経済理論上、正しい。
- [26] 青野・前掲注(5)53頁以下。
- [27] 二木雄策「逸失利益と遅延損害金」判タ1104号44頁以下(平成14年)も参照。
- [28] 実質金利に経済成長率を加えたものが名目金利であり、各国の法定利率は、これを前提としているという議論である。
- [29] この議論だけは、標題のみではわかりにくいので補足すると、「定期金賠償という方式があるのに、これを主張せずに一括賠償を求める以上は、その不利益は原告が負担すべき」という議論である。場面は異なるものの、近時の文献として、大島眞一「重度後遺障害事案における将来の介護費用」判タ1169号73頁以下(平成17年)は、定期金賠償方式をより積極的に活用することを論じている。中間利息控除との関係では、79頁参照。
- [30] 川井健「判批」NBL814号44頁以下(平成17年)。
- [31] 法務大臣官房司法法制調査部・監修『法典調査会民法議事速記録3』(昭和59年・商事法務研究会)23頁以下。

[32] 新美・前掲注(2) 1 1 4 頁以下は、法定利率は市場利率を擬制しており、インフレ率と実質金利の和が 5 % とされたとする。注(2 8) も参照。

[33] 本文に述べた理由で民法 4 0 4 条が中間利息控除と無関係だとすれば、原審判決が「『合理性』以外に、補充規定が修正される法的根拠を示していない」(川井・前掲注(3 0) 4 9 頁) という指摘に対しては、民法 4 0 4 条は、そもそも中間利息控除に関する補充規定ではない、と反論でき、また、同条が中間利息控除に類推適用される(川井・前掲注(3 0) 4 7 頁) という説は、採れないことになる。

[34] 川井・前掲注(3 0) 4 8 頁。

[35] 川井・前掲注(3 0) 4 9 頁は、統一的処理の必要性は、肯定する。

[36] 最判昭和 3 9 年 6 月 2 4 日民集 1 8 卷 5 号 8 7 4 頁参照。損害額の算出に際し、蓋然性に疑いがあるときは、被害者側にとって控え目な算定方法を採用すれば、損失の公平な分担を究極の目的とする損害賠償制度の理念に副うのではないかと判示した。原審判決は、おそらくこれを前提として「控え目」に算定した。

[37] 丸山絵美子「判批」法セ 6 0 9 号 1 2 8 頁(平成 1 7 年) は、民事法定利率での統一を民法が予定していると解することが妥当かは、直接の明文規定が存在しない以上、問題とし得るとする。

[38] 川井・前掲注(3 0) 4 9 頁。

[39] 川井・前掲注(3 0) 4 9 頁。ただし、この説は、類推適用を認めるが、それが採れない理由は、注(3 3) 参照。

[40] 島田・前掲注(2 5) 8 5 頁以下、とくに 9 1 頁以下は、裁判例の大勢も、この問題を事実認定の問題と解しているように思われるとし、また、最判平成 1 2 年 7 月 1 7 日・前掲注(1 0) は、中間利息控除割合の問題が事実認定の問題であることを前提としているとする。

[41] これについては、島田・前掲注(2 5) 9 2 頁以下参照。

[42] 川井・前掲注(3 0) 4 8 頁は、「多数の裁判例がいう公知の事実としての実質金利もこの慣習に属する」としているけれども、私には、裁判例のいう公知の事実は、「実質金利」ではなく、「近時の低金利」(名目金利) を指しているように読める。

* 本判決は、裁時 1 3 8 9 号 6 頁に掲載されている。また、本判決の研究・解説として、川井健・N B L 8 1 4 号 4 4 頁以下、丸山絵美子・法セ 6 0 9 号 1 2 8 頁(いずれも、平成 1 7 年) がある。

(平成 1 7 年 9 月 1 4 日)

著者：金沢大学大学院法務研究科教授 尾島茂樹